



第 4 回
定時株主総会招集ご通知
2017年 4 月 1 日 ▶ 2018年 3 月 31 日

SHINWA CO.,LTD.

日 時

2018年 6 月 26 日 (火曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時)

場 所

岐阜県大垣市万石二丁目 31 番地
大垣フォーラムホテル
2 階 旭光の間

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
議 案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4 名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	8
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34

 **信和株式会社**

証券コード：3447

証券コード3447
2018年6月8日

株 主 各 位

岐阜県海津市平田町仏師川字村中30番7

信和株式会社

代表取締役社長 山田 博

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

株主総会会場での
議決権行使の場合

株主総会開催日時

2018年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意願います。

当日ご出席願えない場合

郵送(書面)による
議決権行使の場合

行使期限

2018年6月25日(月曜日)
午後5時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる
議決権行使の場合

行使期限

2018年6月25日(月曜日)
午後5時締切

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

※書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

株主総会招集ご通知掲載サイト>> <http://www.shinwa-jp.com>

©株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shinwa-jp.com>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2018年6月25日(月曜日)午後5時まで受付

▶ アクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス

<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード] ▶



2. ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使サイトへアクセスし、ログインIDを入力してください。
●議決権行使コードは議決権行使書面に記載されています。
●ログインIDとパスワードは、議決権行使書面に記載されています。
●議決権行使コードは、議決権行使書面に記載されています。
●議決権行使コードは、議決権行使書面に記載されています。

議決権行使コード

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、[次へ]をクリックしてください。
●パスワードは、議決権行使書面に記載されています。
●パスワードは、議決権行使書面に記載されています。

パスワード

4. 以降は画面の入力案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットにより議決権を行使される場合は、
下記事項をご確認のうえ、行使していただきますよう
お願い申し上げます。

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書面に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2018年6月25日(月曜日)午後5時まで受付いたします。
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、
以下にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



0120-652-031 [受付時間 (午前9時~午後9時)]

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制のより一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役7名のうち社外取締役は4名となります。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>やま だ ひろし 山 田 博 (1952年9月28日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1979年8月 当社入社 2003年12月 当社 代表取締役社長（現任） 2007年8月 信和サービス株式会社 取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 信和サービス株式会社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 山田博氏は、2003年12月に代表取締役に就任し、当社グループの成長を牽引して事業のグローバル化及び経営改革を押し進めてきたほか、取締役会の議長を務め、建設的な議論を促す等、取締役会の機能強化に努めております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といいたしました。</p>	<p>一株 (207,000)</p>

- (注) 1. 山田博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数（ ）内は、新株予約権であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;">のり たけ くり お 則 武 栗 夫 (1967年10月20日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1990年 4 月 株式会社ワキタ入社 1993年 9 月 光洋運輸株式会社入社 1997年 7 月 丸紅建設機械販売株式会社入社 2007年 7 月 当社入社 営業部副部長兼大阪 営業所長 2010年 4 月 当社 執行役員 営業本部長兼 大阪支店長 2014年 1 月 信和サービス株式会社 取締役 (現任) 2017年 8 月 当社 常務取締役 執行役員 営業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 信和サービス株式会社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 則武栗夫氏は、長年、当業界で営業の最前線で指揮を執っており、営業本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	<p style="text-align: center;">-株 (103,800)</p>

- (注) 1. 則武栗夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数 () 内は、新株予約権であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>ひらのしんいち 平野真一 (1963年9月4日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1982年4月 シャープエンジニアリング株式会社（現、シャープビジネスソリューション株式会社）入社</p> <p>1984年9月 ソニー瑞浪株式会社（現、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）入社</p> <p>2004年4月 同社 オペレーションサービス部 統括部長</p> <p>2010年1月 上海索广映像有限公司 製造部 統括部長</p> <p>2013年12月 当社入社 製造本部副本部長</p> <p>2015年4月 当社 執行役員 製造本部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 重要な兼職はございません。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平野真一氏は、略歴のとおり、製造本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。 今後は取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	<p style="text-align: right;">一株 (103,800)</p>

- (注) 1. 平野真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数 () 内は、新株予約権であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	<p style="text-align: center;">へん み よし ひろ 邊 見 芳 弘 (1957年10月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p style="text-align: center;">社 外</p>	<p>1980年 4 月 三井物産株式会社入社 1990年 8 月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 1998年 4 月 同社 パートナー 1998年 6 月 アディダスジャパン株式会社入社 2001年 1 月 同社 取締役副社長 2004年 6 月 株式会社東ハト 代表取締役社長 2007年 9 月 インテグラル株式会社 取締役 パートナー (現任) 2012年 1 月 インテグラル・パートナーズ株式 会社 取締役パートナー (現任) 2015年 4 月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー インテグラル・オーエス株式会社 取締役パートナー イトキン株式会社 取締役会長 株式会社ヨウジヤマモト 取締役会長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 邊見芳弘氏は、略歴のとおり、様々な経営者として豊富な経験と幅広い知見を備えていることに加え、他社の社外取締役としての経験を有しており、人格、識見とも高く、2015年4月から社外取締役として取締役会において経営者の視点から積極的に発言いただいております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。</p>	<p style="text-align: center;">一 株 (一)</p>

- (注) 1. 邊見芳弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数 () 内は、新株予約権であります。
3. 邊見芳弘氏は社外取締役候補者であります。当社は邊見芳弘氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 邊見芳弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年3ヶ月となります。
5. 当社は邊見芳弘氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策等を背景に雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調にありましたが、個人消費には未だ弱さがみられました。また米国の政策動向や関税問題、アジア新興国の政治状況など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループに関連する建設業界におきましては、国土交通省による「建設総合統計」によりますと、2017年1月から同年12月における1年間の建設投資総額は54.2兆円、前年比4.9%増となり、公共工事や民間非住居用建築などの需要増を背景に建設投資は堅調に推移いたしました。

また、建設現場においては、深刻な人手不足の問題や働き方改革等の取り組みにより、施工効率の改善や工期短縮に対するニーズや、安全衛生規則の改正等により、建設現場における事故防止に資する安全措置資材へのニーズが高まっております。

このような経営環境の中、当社グループは『私たちは、製品・サービスを通じて大切な「命」を守ります』を理念に掲げ、当社が製造する製品の品質の向上、及び、拡販に取り組んでまいりました。

また、積極的な営業活動を実施するとともに、需要が高まる安全措置資材に対し、顧客の需要動向に応じた増産体制を整えるなど、製造・販売が一体となった機動的な取り組みによって、売上の増進に努めてまいりました。

さらには、2017年6月には、フィリピンに営業拠点を開設、同年10月にベトナムに提携工場を開設するなど、建設投資需要が旺盛な東南アジア諸国への販売拡大に向けた取り組みをスタートいたしました。

コスト面においては、鋼材をはじめとする原材料価格が高騰し、厳しい経営環境が継続いたしました。このような状況の中で、当社グループは原材料を国内外から調達し仕入れコストの削減に取り組むとともに、製造工程の短縮、製造消耗品・副資材の使用量削減などコストダウンを推進し、利益確保に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は16,586百万円(前期比9.2%増)、営業利益は2,306百万円(前期比12.3%減)、税引前利益は2,238百万円(前期比12.5%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,459百万円(前期比13.1%減)となり、2018年3月20日に開示いたしました業績見通しと比較し、概ね見通しどおりの結果となりました。

なお、当社グループは仮設資材及び物流機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業部門別の業績は、次のとおりであります。

①仮設資材部門

くさび緊結式足場「シンワキャッチャー」は、安全措置資材の需要の高まりがみられましたが、戸建て住宅の新設需要に伸び悩みがみられたことや、足場の市場ストックに一時的な過剰感がみられたことなどを背景に、売上は前年を下回って推移いたしました。

一方、次世代足場においては、発売から2年目を迎える「SPS（サイレントパワーシステム）」の市場認知度が高まり、販路拡大、獲得案件の大型化など、好調に推移いたしました。また次世代足場のOEM製品の需要が好調に推移するなど、次世代足場が売上収益を牽引いたしました。

これらの結果、売上収益は14,666百万円(前期比10.5%増)となりました。

②物流機器部門

物流機器部門においては、液体搬送用バルクコンテナケージが好調に推移いたしました。また、吊りパレットへの入れ替え需要の獲得や、営業注力を行った汎用パレットの売上が堅調に推移したことにより、落ち込みがみられた自動車向けパレットなどの分野をカバーいたしました。

これらの結果、売上収益は1,919百万円(前期比0.1%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、当社土倉工場等で使用するロボットやその他生産設備、治具・金型及びレンタル資産等に655百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移
IFRS

	第2期	第3期	第4期 (当連結会計年度)
	2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上収益(千円)	15,120,211	15,194,280	16,586,046
営業利益(千円)	2,470,605	2,631,035	2,306,882
親会社の所有者に帰属 する当期利益(千円)	1,511,482	1,680,549	1,459,774
基本的1株当たり 当期利益(円)	109.66	121.88	105.87
資産合計(千円)	19,000,199	20,241,065	21,084,913
資本合計(千円)	8,812,663	10,495,004	11,968,824

- (注) 1. 当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第2期及び第3期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 当社は2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しています。

(5) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

①グループ全社員の活力の創出

当社グループは、経営理念（Our Mission）として『私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。』を掲げております。また、当社グループが持続的な成長を果たすためには、社員が夢を描き、その実現に向かって、持てる力を存分に発揮できることが重要だと考えております。

その実現のために、当社グループは社員の働き甲斐を高め、社員の活力の創出に資するよう、人事評価の透明性を図り、成果や情報の共有を図るインフラの整備を行うとともに、業務の効率化やコミュニケーションの活性化を推進するIT投資、ブランディングを通じた意識・意欲の高揚など、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場環境の整備等を推進してまいります。

②優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的な成長を果たすためには、優秀な人材を確保し育成することが不可欠であると考えております。

当社グループでは、積極的な採用活動を一層推し進め、製品開発力の強化や営業力の強化、内部管理体制の強化等に資する優秀な人材を確保してまいります。

また、成長を促す仕組みづくりに取り組み、社内外の研修体制の整備、人材管理体制の構築、外部ノウハウの活用等を推進してまいります。

③コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、コンプライアンスの方針・体制・運営方法を定め、企業の社会的責任を深く自覚するとともに日常の業務遂行において関係諸法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することが、継続的な企業価値の向上につながると考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

また、子会社においても管理体制を強化し、グループ全体でのガバナンスの強化を推進してまいります。

④製品品質の更なる向上

当社製品が顧客に選ばれ続けるための基盤は、製品品質の維持・向上にあるものと考えております。

製造人員、製造設備、製造方法等の変更時などの変化点における特に重点的な品質確認を実施するほか、過去に発生した品質問題を毎日のミーティング時に振り返り、対応策の継続確認や更なる対策の検討を行うことで、同じ問題を繰り返さない体制をさらに強化してまいります。

また、製品自体の品質確認のみならず、製造設備の造り込みやメンテナンスの定期化等の確認、検出された不具合の速やかな情報展開・情報共有を通じ、品質に問題のある個体を造らせない活動も行ってまいります。

⑤コストダウンの推進

当社グループの製造・調達部門においては、従来からの手法をそのまま踏襲し続けるのではなく、常に改善点を模索し、コストダウンを実践しております。

その範囲は、工程短縮だけにとどまらず、設備のランニングコスト、検査コストなど幅広い視点から、様々なコストダウン活動の積み重ねにより大きな効果を目指すものであります。材料調達においても、歩留まり向上を意図した適切なサイズの材料発注や複数社購買の推進などに注力することで、仕入れコスト低減に努めてまいります。

これらの活動は定期的にレビューし、取り組みの効果や方向性などを確認しつつ、コストダウンに対する不変的な姿勢としての定着を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

- ①くさび緊結式足場資材及び一般仮設資材の開発・製造・販売・リース・レンタル並びにくさび緊結式足場の架け出し工事の設計・施工・請負
- ②物流機器の開発・製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2018年3月31日現在）

①当社

営 業 所：東京支店 東京都千代田区
大阪支店 大阪府吹田市
幸手事務所 埼玉県幸手市
フィリピン駐在員事務所 フィリピン共和国マニラ
レンタルヤード：土倉機材センター 岐阜県海津市
杉戸機材センター 埼玉県北葛飾郡
工 場：土倉工場 岐阜県海津市

②子会社

信和サービス株式会社
本 社：福岡県糟屋郡
長崎営業所：長崎県諫早市

(8) 従業員の状況（2018年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
148名	4名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含む）であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
127名	—	41.2歳	8.4年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は当事業年度の平均17名を含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
信和サービス株式会社	百万円 30	% 100	建設用仮設資材の販売他

(10) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,440百万円
株式会社三井住友銀行	1,089百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,089百万円
株式会社新生銀行	988百万円
株式会社十六銀行	659百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	55,153,600株
(2) 発行済株式の総数	13,788,400株
(3) 株主数	16,944名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
アルインコ株式会社	689,400株	5.0%
阪和興業株式会社	689,400株	5.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	646,100株	4.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	311,600株	2.3%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	286,750株	2.1%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	250,000株	1.8%
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	150,000株	1.1%
中山通商株式会社	137,900株	1.0%
株式会社 ヤグミ	137,900株	1.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	80,000株	0.6%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が所有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容と概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	15,540個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式310,800株（注）3.
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき10,000円（注）3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1株につき500円（注）3.
新株予約権の行使期間	2016年4月30日から2023年4月11日まで
新株予約権の行使条件	（注）1.
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2.

（注）1.（新株予約権の行使条件）

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- (2) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - ① 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - ② 本新株予約権者が、当社の就業規則第55条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

- ③本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ①当社株式の上場に関する制限
- a 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、本新株予約権を行使することができない。
- b 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- c 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- d 当該上場日の2年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権の全てを行使することができる。
- 但し、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記a乃至dにかかわらず、その保有する新株予約権の全てを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
- ②当社のEBITDAに関する制限
- a 当社の2018年3月期の計算書類が当社株主総会で決議されるまでは、本新株予約権を行使することはできない。
- b 当社の2018年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2018年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、当社の2018年3月期のEBITDAが15億円以下であった場合には、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数の本新株予約権は失効する。以下も同様である。）。

c 当社の2019年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2019年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、bで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く。）、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、b及びcの条件を共に満たした場合には、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権を行使することができることになる。以下も同様である。）。

d 当社の2020年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2020年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、b及びcで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く。）、本新株予約権を行使することができる。

e 上記で「EBITDA」とは、当社の各期終了後に株主総会で承認される連結損益計算書における、営業利益、減価償却費、のれん償却費及び長期前払費用償却費の数値を合計した金額とする。

- (6) (5)の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下併せて「本組合」という。）がある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合から請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(注) 2. (新株予約権の譲渡に関する事項)

譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

- (注) 3. 2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 博	信和サービス株式会社 取締役
常 務 取 締 役	則 武 栗 夫	執行役員営業本部長 信和サービス株式会社 取締役
取 締 役	邊 見 芳 弘	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー インテグラル・オーエス株式会社 取締役パートナー イトキン株式会社 取締役会長 株式会社ヨウジヤマモト 取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 佐 英	
取 締 役 (監査等委員)	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	谷口法律事務所 代表弁護士 株式会社コンヴァノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役邊見芳弘氏、伊藤佐英氏、水谷謙作氏及び谷口哲一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、伊藤佐英氏及び谷口哲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の補助機関（監査等委員会室等）が情報収集を行っているため、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の全員は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	2名	46,990千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2名 (2名)	3,150千円 (3,150千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	2名 (1名)	2,250千円 (750千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第2回定時株主総会決議において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役1名）であります。上記員数には、無報酬の社外取締役1名は除いております。
5. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役3名）であります。上記員数には、無報酬の社外取締役1名は除いております。
6. 2017年8月29日開催の臨時株主総会における定款変更に伴い、監査等委員会設置会社へ移行しております。上記監査役の員数には2017年8月29日開催の臨時株主総会の終結をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役	邊 見 芳 弘	インテグラル株式会社 インテグラル・パートナーズ株式会社 インテグラル・オーエス株式会社 イトキン株式会社 株式会社ヨウジヤマモト 株式会社ジェイトレーディング	取締役パートナー 取締役パートナー 取締役パートナー 取締役会長 取締役会長 非常勤取締役
取締役 (監査等委員)	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社 インテグラル・パートナーズ株式会社 ホリイフードサービス株式会社 キュービーネットホールディングス株式会社 株式会社コンヴァノ 株式会社ビー・ピー・エス 株式会社TBIホールディングス 株式会社CRTMホールディングス	取締役パートナー 取締役パートナー 代表取締役会長 非常勤取締役 非常勤取締役 非常勤取締役 非常勤取締役 非常勤取締役
取締役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	谷口法律事務所 株式会社コンヴァノ	代表弁護士 社外監査役

(注) 当社は、上記の法人等との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況
取締役	邊見芳弘	取締役会 30回／30回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	伊藤佐英	取締役会 30回／30回 (100%) 監査等委員会 7回／7回 (100%) 監査役協議会 5回／5回 (100%)	主に上場会社の監査役を歴任した豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	水谷謙作	取締役会 30回／30回 (100%) 監査等委員会 7回／7回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	谷口哲一	取締役会 22回／22回 (100%) 監査等委員会 7回／7回 (100%)	主に弁護士としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 伊藤佐英氏の監査役協議会への出席回数は、監査等委員会設置会社移行前に開催された5回について記載しております。
2. 谷口哲一氏の取締役会への出席回数は、取締役（監査等委員）就任後に開催された22回について記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 24百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である「IFRS導入アドバイザー業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月29日開催の定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、980万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社グループでは、業務の適正を確保するための体制等として、以下の12項目の整備事項を取締役会で定め、運用しております。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 役員・社員は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、企業人として「経営理念」及び「行動規範」に則して行動する。
 2. 役員・社員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況も含め、取締役の職務執行を監査する。
 4. 事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する内部監査室が実施する。さらに、内部通報制度により役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「情報管理規程」に従いこれらを保存、管理する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. 「リスク管理規程」を定め、事業活動全般に係る個々のリスクについて、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し定期的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
 2. 大地震、水害等の突発的な有事においては、代表取締役社長を緊急対策本部長とする緊急対策体制をとり、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整備する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回（子会社については三ヶ月に一回）開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を採用し、業務執行権限を委譲する。
 2. 取締役は定時及び臨時の取締役会における業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正性及び効率性を確保する。

- (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社規程」を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備する。
 2. 「関係会社規程」及び「内部監査規程」に基づき、関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。
 3. 原則として子会社には当社の役員を役員として派遣するとともに、重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から補助使用人を任命するものとする。
 2. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は補助使用人の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
 3. 補助使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (7) 監査等委員でない当社グループの取締役及び使用人等（以下「当社グループの取締役等」という）による監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社グループの取締役等は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重大な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告を行う。
 3. 当社グループの取締役等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力を行う。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの取締役等は、法令その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制の確保を図るものとする。また、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を含めるものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の取扱いに関する事項
監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を確保する。
2. 内部監査室と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備を図る。
3. 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、当社グループの取締役等は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
4. 補助使用人は監査等委員会に対し監査が実効的かつ効率的に行われるよう情報提供を行う。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力に対しては、管理本部に情報を収集し対応する。
2. 反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
3. 反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定し、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行うとともに、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込む。
4. 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、当社グループの経営理念及び行動方針に基づき、社内ホームページや社内会議等を用いて、経営理念の浸透や法令遵守への向上を図る取り組みを行っているほか、有効な内部通報制度の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な課題の1つとして位置付けております。

①基本方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針とし配当性向40%以上を目標に実施してまいります。

②配当回数と決定機関

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。また、状況により会社法第454条第5項の規定に定める中間配当を行えることを定款に定めており、この中間配当の決定機関は取締役会であります。

③内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、一層の事業拡大を目指すための設備投資や人材育成など、有効な投資資金として活用し、企業価値の向上に努める考えであります。

当期につきましては、2018年5月24日開催の取締役会において、剰余金の処分に関する決議をし、当期の期末配当金につきましては、1株当たり43円とさせていただきます。その結果、配当性向は40.6%となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	1,507,883	営業債務及びその他の債務	1,468,541
営業債権及びその他の債権	4,258,421	借 入 金	767,897
棚 卸 資 産	2,142,934	未 払 法 人 所 得 税	306,622
その他の金融資産	50,031	その他の金融負債	35,777
その他の流動資産	118,151	その他の流動負債	273,335
流動資産合計	8,077,422	流動負債合計	2,852,172
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	2,453,163	借 入 金	5,818,906
の れ ん	9,221,769	引 当 金	40,276
無 形 資 産	1,263,989	その他の金融負債	51,300
その他の金融資産	49,578	繰延税金負債	349,532
繰延税金資産	6,816	その他の非流動負債	3,900
その他の非流動資産	12,173	非流動負債合計	6,263,916
非流動資産合計	13,007,490	負債合計	9,116,089
		(資本の部)	
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	6,810,062
		利 益 剰 余 金	5,057,527
		その他の資本の構成要素	1,234
		親会社の所有者に帰属する持分合計	11,968,824
		資 本 合 計	11,968,824
資 産 合 計	21,084,913	負債・資本合計	21,084,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	16,586,046
売 上 原 価	△12,410,844
売 上 総 利 益	4,175,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△1,871,784
そ の 他 の 収 益	12,732
そ の 他 の 費 用	△9,267
営 業 利 益	2,306,882
金 融 収 益	358
金 融 費 用	△68,339
税 引 前 利 益	2,238,901
法 人 所 得 税 費 用	△779,127
当 期 利 益	1,459,774
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	1,459,774
当 期 利 益	1,459,774

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
2017年4月1日残高	100,000	6,795,150	3,597,753
当期利益	—	—	1,459,774
その他の包括利益	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	1,459,774
株式報酬取引	—	14,912	—
所有者との取引額等合計	—	14,912	—
2018年3月31日残高	100,000	6,810,062	5,057,527

	その他の資本の構成要素		親 会 社 の 所有者に帰属 する持分合計	資 本 合 計
	売 却 可 能 金 融 資 産	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 合 計		
2017年4月1日残高	2,100	2,100	10,495,004	10,495,004
当期利益	—	—	1,459,774	1,459,774
その他の包括利益	△866	△866	△866	△866
当期包括利益合計	△866	△866	1,458,907	1,458,907
株式報酬取引	—	—	14,912	14,912
所有者との取引額等合計	—	—	14,912	14,912
2018年3月31日残高	1,234	1,234	11,968,824	11,968,824

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,391,118	流動負債	2,652,326
現金及び預金	1,184,022	買掛金	1,115,500
受取手形	725,899	1年内返済予定の長期借入金	770,000
電子記録債権	228,752	リース負債	15,223
商品及び製品	3,087,735	未払費用	224,387
仕掛品	940,290	未払法人税等	58,051
材料及び貯蔵品	579,558	未償還の引当金	281,597
前払費用	449,093		60,061
繰延税金資産	19,306		127,505
未収入金	64,232	固定負債	6,813,444
貸倒引当金	72,572	長期借入金	6,427,000
	97,355	リース負債	17,459
	△57,701	資産除却負債	35,038
固定資産	11,762,478	繰延税引当金	330,046
有形固定資産	1,536,976	その他	3,900
建物	359,795	負債合計	9,465,771
構築物	11,388	(純資産の部)	
機械及び装置	257,781	株主資本	9,686,440
車両運搬具	19,186	資本金	100,000
器具及び備品	50,648	資本剰余金	6,795,000
土地	802,457	その他資本剰余金	6,795,000
建物	30,853	利益剰余金	2,791,440
建設仮勘定	4,864	その他利益剰余金	2,791,440
無形固定資産	8,869,472	繰越利益剰余金	2,791,440
のれん	7,803,035	評価・換算差額等	1,234
商標	1,015,574	その他有価証券評価差額金	1,234
ソフトウェア	46,326	新株予約権	150
その他	4,535	純資産合計	9,687,825
投資その他の資産	1,356,029	負債・純資産合計	19,153,596
投資有価証券	12,277		
関係会社株	927,382		
破産更生債権	5,370		
長期前払費用	393,351		
その他	31,824		
貸倒引当金	△14,177		
資産合計	19,153,596		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,566,058
売上原価		11,919,019
売上総利益		3,647,039
販売費及び一般管理費		2,138,507
営業利益		1,508,531
営業外収益		
受取利息及び配当金	342	
仕入割引	20,220	
その他の	6,594	27,157
営業外費用		
支払利息	58,827	
支払手数料	5,750	
その他の	9,133	73,712
経常利益		1,461,976
特別利益		
固定資産売却益	2,417	2,417
特別損失		
固定資産処分損	68	
その他の	0	68
税引前当期純利益		1,464,325
法人税、住民税及び事業税	687,457	
法人税等調整額	△16,108	671,348
当期純利益		792,977

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
2017年4月1日残高	100,000	6,795,000	6,795,000	32,472	1,965,991	1,998,463	8,893,463
当期変動額							
特別償却準備金の取崩			－	△32,472	32,472	－	－
当期純利益			－		792,977	792,977	792,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			－			－	－
当期変動額合計	－	－	－	△32,472	825,449	792,977	792,977
2018年3月31日残高	100,000	6,795,000	6,795,000	－	2,791,440	2,791,440	9,686,440

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2017年4月1日残高	2,100	2,100	150	8,895,714
当期変動額				
特別償却準備金の取崩		－	－	－
当期純利益		－	－	792,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△866	△866	－	△866
当期変動額合計	△866	△866	－	792,110
2018年3月31日残高	1,234	1,234	150	9,687,825

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月25日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	膳	亀	聡	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷	浩之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花	岡	克典	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信和株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、信和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月25日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	膳	亀	聡	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷	浩之	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花	岡	克典	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信和株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第339条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月28日

信和株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊藤 佐英 ㊞

監査等委員 水谷 謙作 ㊞

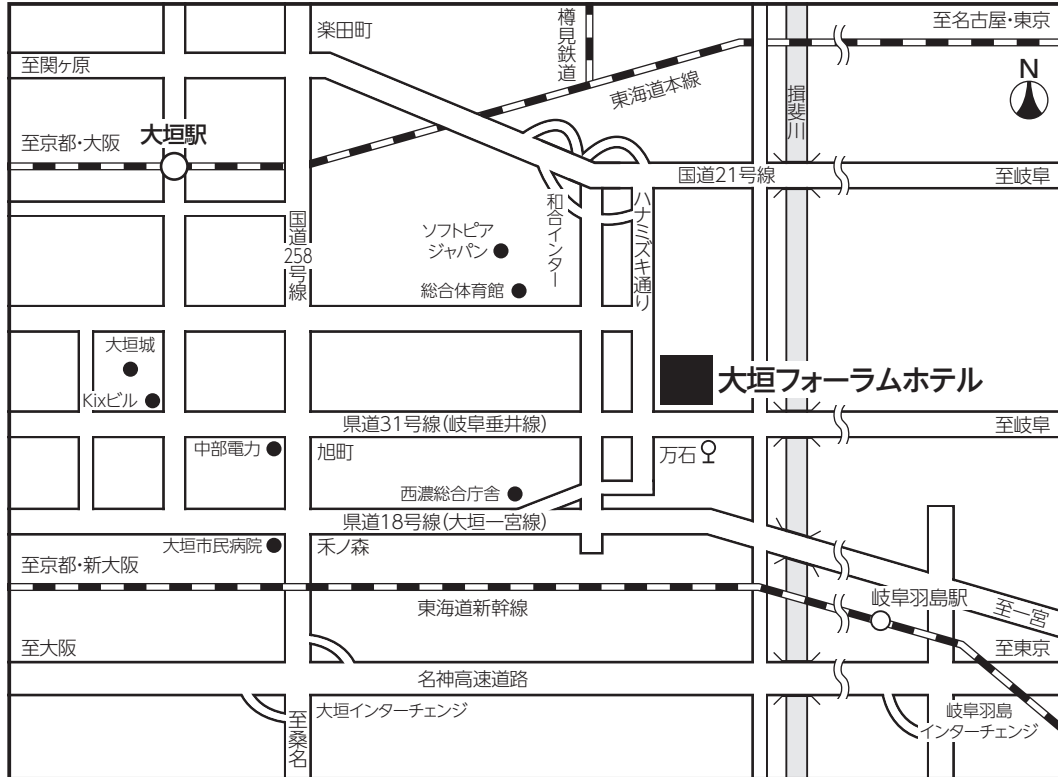
監査等委員 谷口 哲一 ㊞

(注) 監査等委員伊藤佐英、水谷謙作及び谷口哲一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2018年6月26日(火曜日) 午前10時
開催場所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間
電話 0584(81)4171



- ・お車でお越しの方は、当会場（大垣フォーラムホテル）の駐車場をご利用ください。
- JR東海道本線「大垣駅」より車で約10分
- JR東海道新幹線「岐阜羽島駅」より車で約20分
- 名阪近鉄バス・岐垣線「万石停留所」下車すぐ
- 名神高速道路「大垣I.C.」より車で約20分
- 名神高速道路「岐阜羽島I.C.」より車で約15分

信和株式会社
岐阜県海津市平田町仏師川字村中30番7
電話 0584(66)4436

